同一の工事でも構わない。いずれの場合も、発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

ア　工事内容　新築又は増築工事で躯体、外装及び内装工事を含む建築一式工事

イ　建物用途　物流施設、生産施設及び戸建て住宅以外（※１）

ウ　構造規模　木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造　延べ面積1,500㎡以上（増築にあっては増築部分の延べ面積とする。）（※２）

エ　建物規模　構造耐力上主要な部分に大断面集成材（※３）、またはＣＬＴを使用しているもの。（※４）

特定ＪＶ又は経常ＪＶにおけるその他の構成員は、平成21年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記オからキまで、並びにオ、カ、クの要件の組み合わせで、それぞれを満たす工事（２件の実績は同一の工事でも構わない。いずれの場合も、発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

オ　工事内容　新築又は増築工事で躯体、外装及び内装工事を含む建築一式工事

カ　建物用途　物流施設、生産施設及び戸建て住宅以外（※１）

キ　構造規模　木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造　延べ面積750㎡以上（増築にあっては増築部分の延べ面積とする。）（※２）

ク　構造規模　構造耐力上主要な部分に大断面集成材（※３）、またはＣＬＴを使用しているもの。（※４）

※１　イ及びカに掲げる物流施設、生産施設及び戸建て住宅とは、令和６年国土交通省告示第８号別添二第一号「物流施設」、同第二号「生産施設」及び同第十三号～第十五号「戸建住宅」とする。

※２　複合用途建築物については、イ及びカの用途がその建物の過半を占めている場合には建物全体面積を実績として認めるものとし、イ及びカの用途が建物の過半に満たない場合にあっても、イ及びカの用途に係る延べ面積（これに付随する共用部分を含む）を満たしているものについては、同等の実績として認めることとする（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）

※３　大断面集成材とは、集成材の日本農林規格（令和元年６月27日農林水産省告示第475号）による大断面集成材とし、構造用集成材のうち、短辺が15㎝以上、断面積が300㎠以上のものとする。

※４　複合用途建築物については、大断面集成材、またはＣＬＴが用いられている構造耐力上主要な部分が、イ及びカの用途に該当する場合に実績として認めるものとする。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員については、２級建築施工管理技士（躯体、仕上げの種別は除く。）又は二級建築士以上の資格を有する者を配置するものとする。「１級建築施工管理技士、一級建築士と同等以上の資格を有する者」とは、１級建築施工管理技士又は一級建築士と同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認めた者とする。

イ　平成21年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記７⑵①オからキまで、並びにオ、カ、クの要件の組み合わせのうち、どちらかを満たす工事（民間実績も可とする。）に従事した業務実績を有するものであること。（工事における立場（監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか）は問わない。共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

ウ　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。代表者が、上記アからウの基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できるとともに、その他の構成員も上記アの基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、建築一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

８　上記７⑴①に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定ＪＶも上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴①に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴①及び②に示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定ＪＶとしての資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴①に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴①及び②に示す構成員の要件を得ていないときは、特定ＪＶとしての資格がないものとする。

９　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定ＪＶの名称は、「大手休憩所（仮称）新築工事○○○・○○○・○○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

Ｒ６江戸川水閘門改築（Ｉ期）工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和６年６月28日

関東地方整備局長　藤巻　浩之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

１　工事名　Ｒ６江戸川水閘門改築（Ｉ期）工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

２　工事場所　自）東京都江戸川区東篠崎町地先
至）千葉県市川市河原地先

３　工事内容　水閘門新設工（水門純径間17m、閘門純径間17m）河川土工　１式　盛土工　約35,000㎥　法覆護岸工　１式　地盤改良工　１式　水門本体工　１式　既製杭工　約170本　矢板工　約240枚　床版・堰柱・門柱・操作台・胸壁工　約5,900㎥　翼壁工　約1,200㎥　水叩工　約470㎥　中壁工　１式　閘室本体工　１式　既製杭工　約50本　矢板工　約50枚　床版工　約1,800㎥　中壁工　１式　護床工　１式　閘門本体工　１式　既製杭工　約20本　矢板工　約80枚　床版・堰柱・門柱・操作台工　約2,000㎥　護床工　１式　根固工　１式　構造物撤去工１式　仮設工　１式　土留・仮締切工　１式　上屋工　１式

工期　契約の翌日から令和11年２月28日まで